

飲酒運転根絶宣言飲食店・ 宣言事業所を募集します！

飲酒運転を根絶する旨の宣言をし、飲酒運転を根絶するための取組を推進する飲食店・事業所の登録制度を創設しました。

対象は？

飲食店：県内で営業し、客に酒類を提供する飲食店

事業所：県内で事業を営む事業所（個人又は法人その他団体の事業所）

登録されると？

- ①「宣言登録証」を交付します。
- ②「飲酒運転根絶」ステッカー等の啓発グッズを配布します。
事業所は従業員の見える箇所、飲食店はお客の見える箇所に掲示の上、飲酒運転根絶に向けた取組を実践して下さい。
- ③県のホームページに掲載いたします。 ※掲載に同意いただいた場合

登録方法は？

登録申込書に必要事項を記載し、石川県生活安全課（交通防犯グループ）まで郵送、FAXまたは電子メール等にて提出してください。

また、インターネットによる申し込み（電子申請）も可能です。

県のホームページから登録申込書のダウンロードまたは電子申請ができます。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/koutsu/insyu/sengenseido.html>

申請書の様式はこちら



飲食店



事業所

電子申請はこちら



飲食店



事業所

締め切りは？

締め切りはありません。随時受け付けています。

飲酒運転根絶のための取組内容

●飲食店

【取組の具体例】

- ・ ハンドルキーパー運動※に取り組みます。
- ・ ポスターやチラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。
- ・ 運転代行業者やタクワシー等を紹介します。

上記の例のほか、飲食店独自の取組を実施していただいても結構です。

※「**石川版ハンドルキーパー運動**」は、飲酒運転根絶宣言店制度に移行します。

令和5年4月1日までに石川版ハンドルキーパー運動に参加していた飲食店は、自動的に飲酒運転根絶宣言店へと移行させていただきますので、改めて登録申込書の提出は不要です。

●事業所

【取組の具体例】

- ・ 車両を使用する従業員に、運行前後の飲酒状況を確認します。
- ・ 従業員に、飲酒運転の根絶に関する研修会等を実施します。
- ・ ポスターやチラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。

上記の例のほか、事業所独自の取組を実施していただいても結構です。

飲酒運転を

しない!

させない!

許さない!

石川県飲酒運転根絶条例を制定
(令和5年4月1日)



運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが
低下し、非常に危険です!(死亡事故率約7倍!)

石川県 飲酒運転根絶条例



石川県のHPをチェック!



飲食店・事業者の皆様へ

●飲酒運転根絶宣言制度

飲酒運転の根絶に向けた取り組みを行うことを宣言していただいた飲食店や事業者を県で登録し、広く県民に公表する制度です。

宣言していただける飲食店、事業者を募集します。

取組例

飲食店の場合

たとえば…

- ハンドルキーパー運動の推進

※お酒を飲まない「ハンドルキーパー」を決め、仲間同士で飲酒運転を防止する運動です。

その他の事業者の場合

たとえば…

- 従業員に対する飲酒運転根絶の啓発活動
- 車両を使用する従業員への事前点検



宣言をすると

「飲酒運転根絶宣言店・事業所」として登録します。「登録証」及びステッカー等の啓発グッズを交付しますので、それぞれの飲食店・事業所において「登録証」を掲示のうえ、宣言した取組を行って下さい。

詳しくはこちら
(石川県HP)



※県のホームページに宣言店・事業所一覧を掲載します。

県民の皆様へ

●通報

飲酒運転の抑止効果を高めるため、県民の皆様が、飲酒運転（その疑いを含む）を発見した場合は、警察官に通報（110番）してください。



●飲酒運転根絶の日

県民総ぐるみで飲酒運転根絶を推進するため、12月11日を飲酒運転根絶の日としました。

飲酒運転は重大な犯罪です。運転者以外も厳しく罰せられます。(車両提供・酒類提供・同乗)

●お問合せ 石川県生活環境部生活安全課 ☎076(225)1387